

瀬戸内海における海砂利採取状況

A. 海砂利採取の規制状況

- ①何らかの規定等を踏まえ、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ②特段根拠となるものはないが、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ③採取計画を認可しているが、削減に向けた措置を適用している。
- ④過去から採取実績がないため、特段の規制をしていない。

B. 砂利採取法の採取計画を認可しない根拠としている規定等（Aで①を回答した府県）

- ①瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画
- ②その他の条例等

	A. 規制状況	B. 根拠規定	
大阪府	④	—	
兵庫県	①	②	兵庫県漁業調整規則第43条(S41.7施行)において県内の海砂利採取可能な海域の全てを土砂採取禁止区域に設定。
和歌山県	④	—	
岡山県	①	②	岡山県普通海域管理条例、岡山県普通海域占用等許可事務取扱要領(H10.10施行)に基づき、平成15年4月より海砂利採取を全面禁止。
広島県	②	②	「海砂利採取に関する基本方針(S52.6制定)」において「過去3か年間に県内海域において海砂利採取許可を受けた実績を有するものであること」を条件とした。(H10.2月悪質な違反を犯した全業者の資格剥奪。資格要件を満たすものが存在しなくなり事实上全面禁止。)
山口県	②	②	「一般海域の利用に関する条例」の許可基準である「一般海域における土石採取許可の取扱いについて」(H10.6.1施行)により新規参入禁止。(H19.8.1操業していた1社が操業区域を変更したため、瀬戸内海での海砂利採取はなくなった。)
香川県	①	②	「海砂利採取に関する基本方針」に基づき、平成17年4月1日から採取禁止。
徳島県	②	—	昭和53年12月より海砂利採取は禁止。
愛媛県	①	①	「瀬戸内海の環境保全に関する愛媛県計画」(H14.7策定)に基づき、平成18年度より採取禁止。
福岡県	①	②	福岡県一般海域管理条例、福岡県一般海域管理運用要綱(H13.4施行)に基づき採取禁止。
大分県	①	①	「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」(H20.6策定)に基づき平成20年6月以降は原則禁止。

4. 海砂利の採取実績量と採取認可量

(単位 : 千m³)

年度	H16d	H17d	H18d	H19d	H20d	H21d
大 阪 府	0	0	0	0	0	0
兵 庫 県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
岡 山 県	0	0	0	0	0	0
広 島 県	0	0	0	0	0	0
山 口 県	294	338	242	79	0	0
香 川 県	2,152	0	0	0	0	0
徳 島 県	0	0	0	0	0	0
愛 媛 県	2,409	2,176	0	0	0	0
福 岡 県	0	0	0	0	0	0
大 分 県	45	28	4	24	45	26

※H21.12.31までの実績量。

※平成21年度大分県は航路浚渫に伴う海砂利採取。